

高知市「週休2日制モデル工事」試行要領（令和4年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市「週休2日制モデル工事」試行要領の一部を改正する要領

改正前	改正後
<p>高知市「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p>第1条 略</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 請負対象金額<u>1,000</u>万円以上の土木系工事（土木一式工事，水道施設工事，造園工事，舗装工事，道路照明工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事）のうち，発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。），又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち，受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。ただし，以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。</p> <p>(1) 現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事</p> <p>(2) 工期や作業工程に制約がある工事</p> <p>(3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）</p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>高知市「週休2日制モデル工事」試行要領</p> <p>第1条 略</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 請負対象金額<u>500</u>万円以上の土木系工事（土木一式工事，水道施設工事，造園工事，舗装工事，道路照明工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事）のうち，発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。），又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち，受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。ただし，以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。</p> <p>(1) 現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事</p> <p>(2) 工期や作業工程に制約がある工事</p> <p>(3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）</p> <p>第3条～第9条 略</p>